４　（その２）の記載に当たっては、次によること。

⑴　「国税の控除限度額④」の欄は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額を記載すること。

㈠　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額以下の場合　第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額

㈡　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額を超え、かつ、同欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額以下の場合　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額

㈢　第７号の２様式別表１の「当期の控除対象外国税額⑥」の欄の金額が、第７号の２様式別表１の「法人税の控除限度額①」の欄の金額と同表の「地方法人税の控除限度額②」の欄の金額の合計額を超える場合　当該合計額

［⑵～⑷　同左］

⑸　「控除未済外国税額等⑯」から「翌期繰越額⑱」までの各欄は、各事業年度又は各連結事業年度の「道府県民税」の欄の上段は政令第９条の７第17項又は令和２年旧政令第９条の７第20項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第９条の７の２第２項の規定による読替え後の政令第９条の７第17項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載し、各事業年度又は各連結事業年度の「市町村民税」の欄の上段は政令第48条の13第18項又は令和２年旧政令第48条の13第21項に規定する控除未済外国法人税等額について記載し、下段は政令第48条の13の２第２項の規定による読替え後の政令第48条の13第18項に規定する控除未済税額控除不足額相当額について記載すること。

⑹　「控除未済外国税額等⑯」の欄の記載に当たっては、次によること。

㈠　当該法人を合併法人、分割承継法人又は被現物出資法人とする適格合併等が行われた場合において政令第９条の７第18項及び第48条の13第19項又は令和２年旧政令第９条の７第21項及び第48条の13第22項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格合併等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表５（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑦」の欄の金額を記載すること。

㈡　当該法人を分割法人又は現物出資法人とする適格分割等が行われた場合において政令第９条の７第25項及び第48条の13第26項又は令和２年旧政令第９条の７第28項及び第48条の13第29項の規定の適用があるときの当該法人の当該適格分割等の日の属する事業年度又は連結事業年度にあっては、第７号の２様式別表６（その２）の「当該法人の調整後の控除未済外国税額及び控除未済税額控除不足額相当額⑤」の欄の金額を記載すること。

［⑺・⑻　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表一記載要領４⑴中「第９条の７第８項」を「第９条の７第６項」に改め、同表記載要領４⑵中「第９条の７第17項」を「第９条の７第15項」に改め、同表記載要領５⑴中「第９条の７第８項」を「第９条の７第６項」に、「適格組織再編成」を「適格合併等」に改め、同表記載要領５⑵中「第９条の７第17項」を「第９条の７第15項」に改め、同欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表五記載要領３⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に改め、同表記載要領４⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に、「第48条の13の２第１項」を「第48条の13の２第２項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改め、同欄の地方税法施行規則第七号の二様式別表六記載要領３⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に改め、同表記載要領４⑴中「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第９条の７の２第１項」を「第９条の７の２第２項」に、「第９条の７第19項」を「第９条の７第17項」に、「第48条の13第20項」を「第48条の13第18項」に改め、同欄の地方税法施行規則第七号の二様式を次のように改める。

第七号の三様式（用紙日本産業規格Ａ４）（附則第二条の六・第二条の六の二・第三条関係）

［様式　別紙四十二の二　挿入］

［第７号の３様式記載要領　同左］

本則の表改正前欄の地方税法施行規則第七号の三様式の次に次の様式を加える。

第二十号の三の二様式（用紙日本産業規格Ａ４）（第十条関係）

［様式　別紙四十二の四　挿入］

第20号の３の２様式記載要領

［１～６　略］

［新設］

７　「各市町村ごとに算定した法人税割額⑪」の欄は、第20号様式の「課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑤」の「税額」の欄の金額又は「２以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額及びその法人税割額⑥」の「税額」の欄の金額から「市町村民税の特定寄附金税額控除額⑦」の欄の金額を控除し、「税額控除超過額相当額の加算額⑧」の欄の金額を加算した金額を記載すること。

８　［同左］